

いじめ問題対策連絡協議会

1 いじめ問題対策連絡協議会の目的

いじめの防止等に関する機関や団体等が、情報交換を行い、連携を図る。

参考

・いじめ防止対策推進法

[第14条第1項 地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。]

・子ども条例

[第29条第3項 推進会議は、前2項に定める仕事のほか、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号の事務を行います。]

・豊田市いじめ防止基本方針

[3 いじめの防止等のための豊田市の施策 (2) 豊田市における体制整備
豊田市は、「豊田市子どもにやさしいまちづくり推進会議」に法第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の事務を加え、いじめの防止等に携わる機関及び団体の連携を図ります。]

2 豊田市のいじめの防止等に関する取組

(1) 豊田市いじめ防止基本方針の策定、公表 平成27年4月 (別紙)

(2) 教育委員会の主な取組

<いじめの状況調査>

* 豊田市毎月のいじめの状況調査

* 豊田市前期いじめの状況調査

* 文部科学省 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

<いじめ対応に関する教員等の研修>

* 教育相談主任研修会 平成27年4月22日 (水)

* パルクとよた現職研修訪問 (いじめ対応に関する研修)

* パルクとよた 公開セミナー

・ 平成27年6月26日 (金)

講師 愛知県警 サイバー犯罪対策課 梅村 峰次 氏

「子どもを取り巻くインターネットの現状」

・ 平成27年9月25日 (金)

講師 愛知教育大学 教授 松原 信継 氏

「(仮) 日本のいじめ政策における問題点」

* 教員向けいじめ対応研修会の新規開催

平成27年7月14日（火）

講師 豊田市子どもの権利擁護委員 間宮 静香 氏

「いじめによる重大事件を防ぐために何が必要か

～名古屋市中2自死事件の検証を経験して～」

* 子ども・保護者向け研修会の新規開催（抽出5校程度）

<委員会等>

* 豊田市いじめ防止対策委員会の開催（年3回）

- ・豊田市いじめ防止基本方針に基づく豊田市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行う。

構成員＝弁護士、学識経験者、心理や福祉の専門家等

第1回 平成27年6月2日（火）

* 豊田市いじめ・不登校対策推進委員会の開催（随時）

- ・豊田市いじめ防止対策委員会と連携し、いじめ・不登校の状況調査、分析、啓発活動等いじめの防止等の対策を具体的に進める。

構成員＝教職員代表、心理や福祉の専門家等

第1回 平成27年6月12日（金）

<相談支援等>

* スクールソーシャルワーカーの相談支援（随時）

* スクールカウンセラーの全小中学校配置

* 心の相談員の配置（希望する学校に配置 小学校27校 中学校22校）

* 青少年相談センター（パークとよた）における面接相談

* 「はあとライン とよた」による電話相談

(3) 各学校の取組状況

* 学校いじめ防止基本方針の策定・公表

* 校内いじめ対策委員会の開催

* アンケートや教育相談の実施

* いじめ防止に関する集会の開催、ポスター・標語作り、情報モラルに関する授業や道徳の授業の実施 等

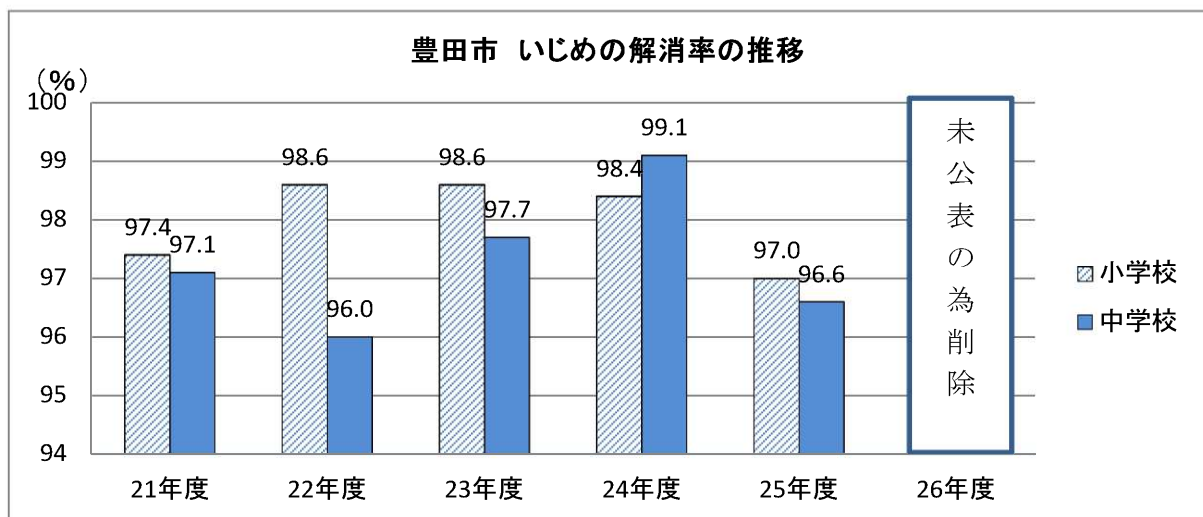
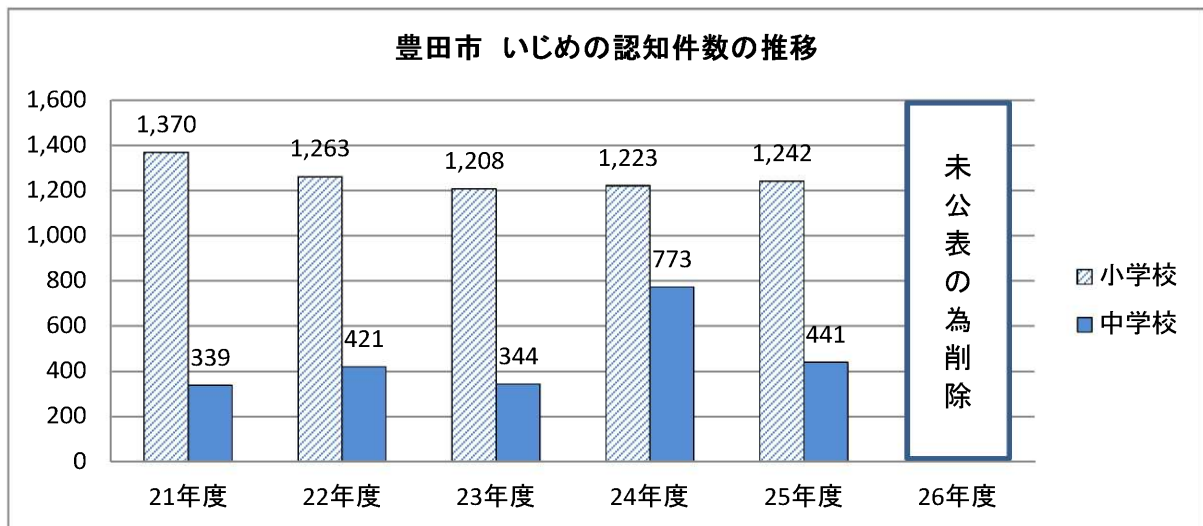
(4) とよた子どもの権利相談室

* 子どもまたは関係者への相談支援

* 子どもの権利の侵害に対する救済及び回復

3 豊田市のいじめの現状

(1) いじめの認知件数・解消率の推移



(2) 平成27年度の状況

